

# 電気通信大学学生掲示等取扱要項

制定 平成16年4月1日要項第25号

(趣旨)

第1条 電気通信大学（以下「本学」という。）の構内における、学生又は学生の団体による掲示等に関する取扱いについては、この要項の定めるところによる。

(掲示等の許可)

第2条 学生又は学生の団体が文書、ポスターの掲示又は立看板等の設置をしようとするときは、あらかじめ学長が指名する副学長（以下「副学長」という。）に届け出の後、許可を受けなければならない。

2 副学長は、前項の許可をするときは、掲示等の期間を定め確認印を押印するものとする。

(文書等の制限)

第3条 文書等の内容等については、次の各号に該当するものであってはならない。

- (1) 違法又は不当な行為を目的とするもの
- (2) 特定の政党又は宗教団体にかかわる活動を目的としたもの
- (3) 営利を目的とするもの
- (4) 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つけるもの
- (5) 虚偽の事項を記載したもの
- (6) 著しく品位に欠けるもの
- (7) 責任者名の記載のないもの
- (8) その他副学長が不相当と認めたもの

2 同一の掲示板には、同一の目的の文書等を2枚以上同時に掲示してはならない。

(文書等の撤去)

第4条 掲示等の期間を超過した文書等は、当該責任者が直ちに撤去しなければならない。

2 副学長は、第3条及び前項の規定に違反している文書等を発見したときは、直ちに当該責任者に撤去を命じるものとする。

3 副学長は、前項において当該責任者が文書等を撤去しない場合は、関係職員に指示し撤去させるものとする。

(学外における掲示等)

第5条 学外における掲示等については、この要項を準用する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。